

中小企業金融モニタリングに係る業界団体等ヒアリング 及び中小企業・小規模事業者の倒産動向等

平成25年10月
経 済 産 業 省

○中小企業金融モニタリングに係る業界団体等ヒアリング

第3回会議に引き続き、中小企業金融円滑化法期限到来後の各業界の動向をきめ細かく把握するため、経済産業省が所管する業界団体に対して10月中旬にかけてヒアリングを実施。84団体から回答を得た。また、全国商工会連合会を通じて、全国300の主要商工会を対象にヒアリングを実施し、258の商工会から回答を得た。その結果概要は以下のとおり（〔 〕は前回5月中旬調査における結果）。

※ヒアリングを実施した業界

石油関係業界、建設資材業界、産業機械業界、金属・金型関係業界、
車両関係業界、紙業関係業界、繊維関係業界、皮革関連業界、化学製品業界、
娯楽関係業界、小売関係業界、情報サービス業界、その他サービス業界

1. 業界団体ヒアリング

問1. 最近、金融機関の融資や条件変更の姿勢に変化が見られるか。

1. 緩やか 2団体 2. 変わらない 79団体 3. 厳しい 3団体
〔0団体〕 〔83団体〕 〔1団体〕

問2. 最近、資金繰りに問題はないか。

1. 改善 1団体 2. 変わらない 79団体 3. 悪化 4団体
〔0団体〕 〔82団体〕 〔2団体〕

問3. 最近、同業者の倒産の増加が見られるか。

1. 減少 4団体 2. 変わらない 77団体 3. 増加 3団体
〔0団体〕 〔82団体〕 〔2団体〕

問4. 前月と比較して景況はどうか。

1. 好転 8団体 2. 変わらない 71団体 3. 悪化 5団体
〔3団体〕 〔76団体〕 〔5団体〕

問5. 政府が講じている施策（経営改善計画策定支援、セーフティネット貸付、借換保証等）は周知されているか。

1. 周知されている 75団体 2. 周知されていない 8団体
〔67団体〕 〔17団体〕

2. 商工会ヒアリング

問 1. 最近、金融機関の新規融資の姿勢に変化が見られるか。

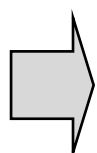
	1. 積極的	2. 変わらない	3. 厳しい
都銀・地銀・ 第二地銀	24 団体 9.3% 〔 4.4%〕	221 団体 85.7% 〔89.3%〕	13 団体 5.0% 〔 6.3%〕
信用金庫・ 信用組合	29 団体 11.2% 〔 8.5%〕	222 団体 86.0% 〔86.3%〕	7 団体 2.7% 〔 5.2%〕
政府系 金融機関	72 団体 27.9% 〔23.7%〕	179 団体 69.4% 〔75.2%〕	7 団体 2.7% 〔 1.1%〕

問 2. 最近、金融機関の条件変更の姿勢に変化が見られるか。

	1. 緩やか	2. 変わらない	3. 厳しい
都銀・地銀・ 第二地銀	5 団体 1.9% 〔 1.5%〕	237 団体 91.9% 〔93.0%〕	16 団体 6.2% 〔 5.6%〕
信用金庫・ 信用組合	7 団体 2.7% 〔 2.2%〕	245 団体 95.0% 〔92.2%〕	6 団体 2.3% 〔 5.6%〕
政府系 金融機関	31 団体 12.0% 〔10.4%〕	221 団体 85.7% 〔88.5%〕	6 団体 2.3% 〔 1.1%〕

問 3. 最近の金融機関の対応の変化として感じられるもの（複数回答）。

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1. コンサルティングに積極的 | 63 団体 16.6% 〔17.1%〕 |
| 2. 取引先紹介等のマッチングに積極的 | 40 団体 10.6% 〔 7.3%〕 |
| 3. 情報提供に積極的 | 29 団体 7.7% 〔 9.1%〕 |
| 4. 金利引上げや担保・保証の追加を要求される | 14 団体 3.7% 〔 3.4%〕 |
| 5. 経営改善計画書の提出を求められる | 40 団体 10.6% 〔10.1%〕 |
| 6. プロパー融資よりも保証協会付融資を勧める | 55 団体 14.5% 〔15.6%〕 |
| 7. 変化なし | 138 団体 36.4% 〔37.4%〕 |



業界団体・商工会ともに、金融機関の対応や事業者の状況について、目立った変化は見られず、大きな混乱は見られない。

○中小企業・小規模事業者の倒産動向（詳細は別紙１～５参照）

東京商工リサーチ（ＴＳＲ）・帝国データバンク（ＴＤＢ）

- ・ ２０１３年９月の中小企業・小規模事業者の倒産数はＴＳＲで８２０件（前年同月比１１．６％減）、ＴＤＢで８１７件（前年同月比４．０％減）となり、減少傾向で推移。なお、ＴＳＲについては９月の倒産件数として１９９０年以来の低水準。
- ・ 他方、中小企業金融円滑化法に基づいて、貸付条件の変更を行ったにも関わらず、その後、倒産に至った事業者数は、２０１３年９月においてＴＳＲで３８件、ＴＤＢで６１件となり、増加傾向で推移。

業種別の中小企業・小規模事業者の倒産数（ＴＳＲ） ※上段は件数、下段は前年同期比

	建設業	小売業	卸売業	製造業	運輸業	その他	合計
2010年度	3,436 件	1,532 件	1,742 件	2,045 件	467 件	3,778 件	13,000 件
2011年度	3,375 件 ▲1.8%	1,436 件 ▲6.3%	1,659 件 ▲4.8%	1,840 件 ▲10.0%	417 件 ▲10.7%	3,930 件 4.0%	12,657 件 ▲2.6%
2012年度	2,867件 ▲15.0%	1,412件 ▲1.7%	1,689件 1.8%	1,788件 ▲2.8%	458件 9.8%	3,473件 ▲11.6%	11,687件 ▲7.7%
2013年度 (4～9月)	1,225件 ▲20.2%	708件 ▲3.1%	829件 ▲7.4%	841件 ▲5.5%	235件 3.5%	1,664件 ▲4.9%	5,502件 ▲8.7%
直近 9月	172件 ▲29.2%	97件 ▲10.2%	135件 0.0%	132件 ▲14.3%	26件 ▲25.7%	258件 2.0%	820件 ▲11.6%

信用保証協会の代位弁済件数（小規模事業者）

- ・ 信用保証協会の代位弁済件数につき、小規模事業者の動向については、2013年8月は2,270件で前年同月比14.5%減。
- ・ 2013年度（4月～8月）の同代位弁済件数は10,162件となり、前年同期比10.0%減。
- ・ また、業種別に見ると、2013年度（4月～8月）は建設業2,645件（前年度比16.2%減）、小売業1,547件（前年度比5.9%減）、卸売業1,406件（前年度比6.8%減）という状況となった。

業種別の小規模事業者の代位弁済件数 ※上段は件数、下段は前年同期比

	建設業	小売業	卸売業	製造業	運輸業	その他	合計
2010年度	9,844 件	4,376 件	3,920 件	4,124 件	784 件	8,806 件	31,854 件
2011年度	8,636 件 ▲12.3%	4,114 件 ▲6.0%	3,705 件 ▲5.5%	3,454 件 ▲16.2%	707 件 ▲9.8%	8,387 件 ▲4.8%	29,003 件 ▲9.0%
2012年度	7,028件 ▲18.6%	3,875件 ▲5.8%	3,565件 ▲3.8%	3,161件 ▲8.5%	717件 1.4%	7,778件 ▲7.3%	26,124件 ▲9.9%
2013年度 (4月～8月)	2,645件 ▲16.2%	1,547件 ▲5.9%	1,406件 ▲6.8%	1,373件 8.5%	297件 ▲1.7%	2,894件 ▲15.4%	10,162件 ▲10.0%
直近 8月	624件 ▲19.3%	340件 ▲11.0%	291件 ▲15.4%	300件 ▲6.0%	81件 8.0%	634件 ▲16.7%	2,270件 ▲14.5%

○平成24年度補正予算における中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援・経営改善支援策の利用状況

◇日本公庫・商工中金・保証協会による金融支援（3月1日から受付開始）

- ・日本公庫・商工中金による経営支援型等のセーフティネット貸付
(最大で基準金利▲0.6%)

【補正予算措置：1,326億円、事業規模：5兆円】

- ・事業再生等に取り組む中小企業の財務基盤を強化し、民間金融機関の資金供給を促進する日本公庫の資本金劣後ローンを創設・拡充

【補正予算措置：986億円、事業規模：3,600億円】

- ・経営力強化保証を中心とした借換保証制度を促進し、既往債務の一本化を通じて返済負担を軽減（経営力強化保証：保証料▲0.2%）

【補正予算措置：500億円、事業規模：5兆円】

※予備費で措置した951億円、2.9兆円と合わせた事業規模。

【実施状況】

セーフティネット貸付（平成25年3月1日から9月30日まで）

貸付件数：106,717件、貸付金額：2兆3,572億円

資本金劣後ローン（平成25年3月1日から9月30日まで）

貸付件数：852件、貸付金額：630億円

借換保証（平成24年12月1日から平成25年8月31日まで）

保証件数：139,323件、保証金額：2兆6,496億円

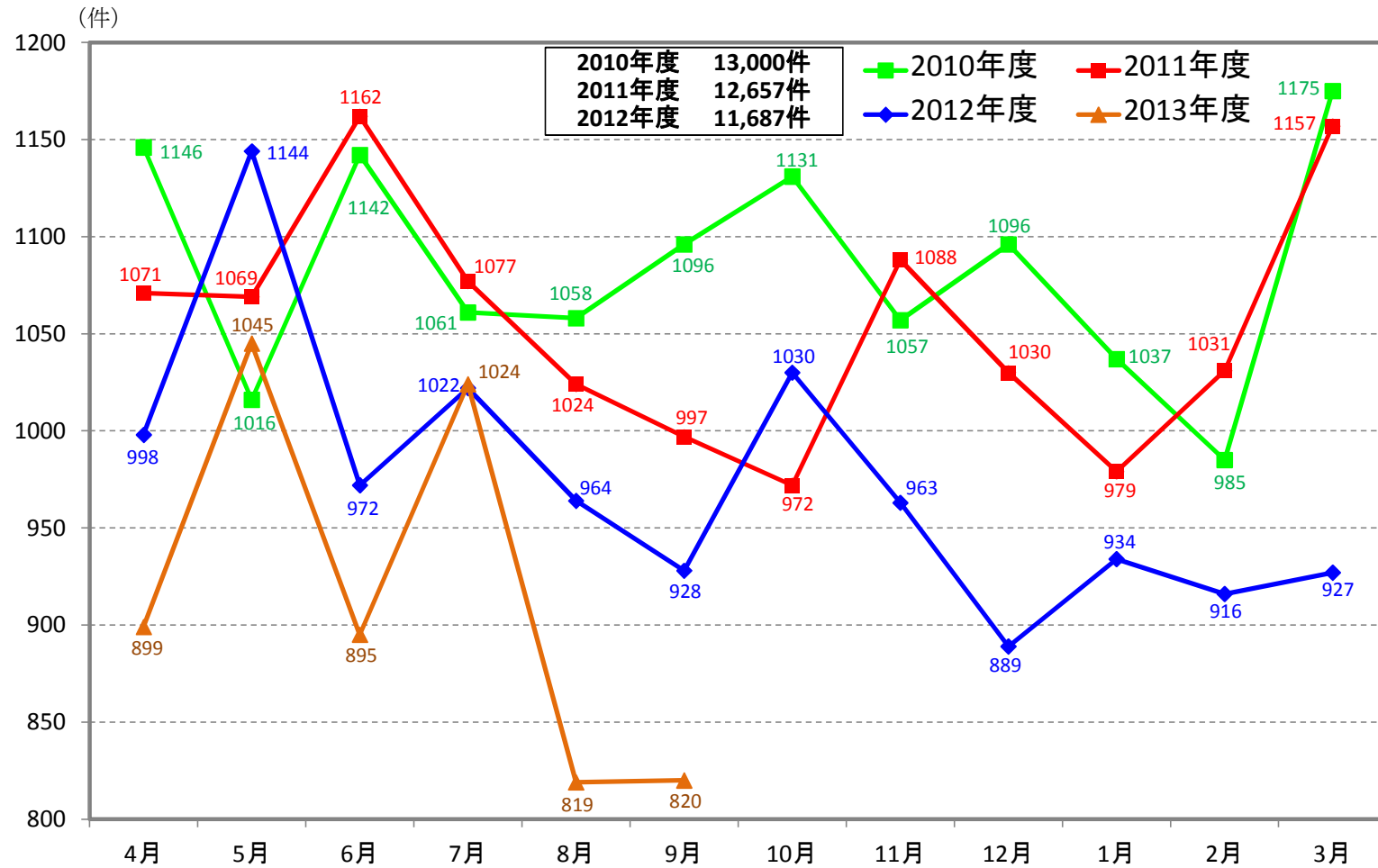
◇経営改善計画策定支援事業

認定支援機関が経営改善計画の策定等を支援。2万社を対象に計画策定等費用の2/3を補助（上限200万円）。【予算措置：405億円】

【実施状況】

平成25年3月8日から相談受付開始。平成25年10月18日現在、
相談：6,087件、利用申請：964件、策定支援決定：920件

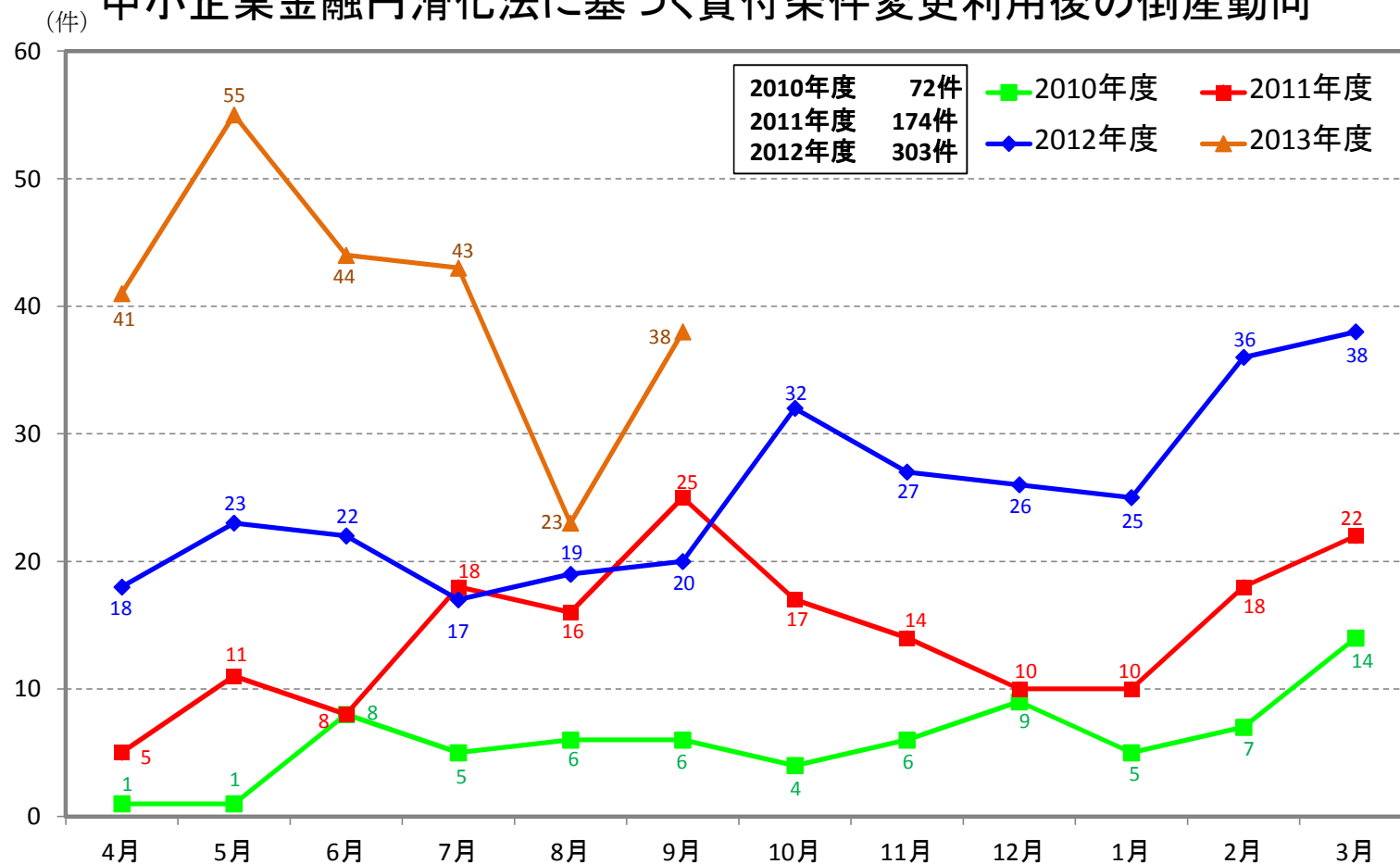
東京商工リサーチ調査による中小企業・小規模事業者の倒産動向 (別紙1)



(備考) 1. 東京商工リサーチ資料により作成。
2. 倒産：負債総額1,000万円以上の法的倒産（会社更生、民事再生、破産）及び私的倒産（銀行停止処分等）

(別紙2)

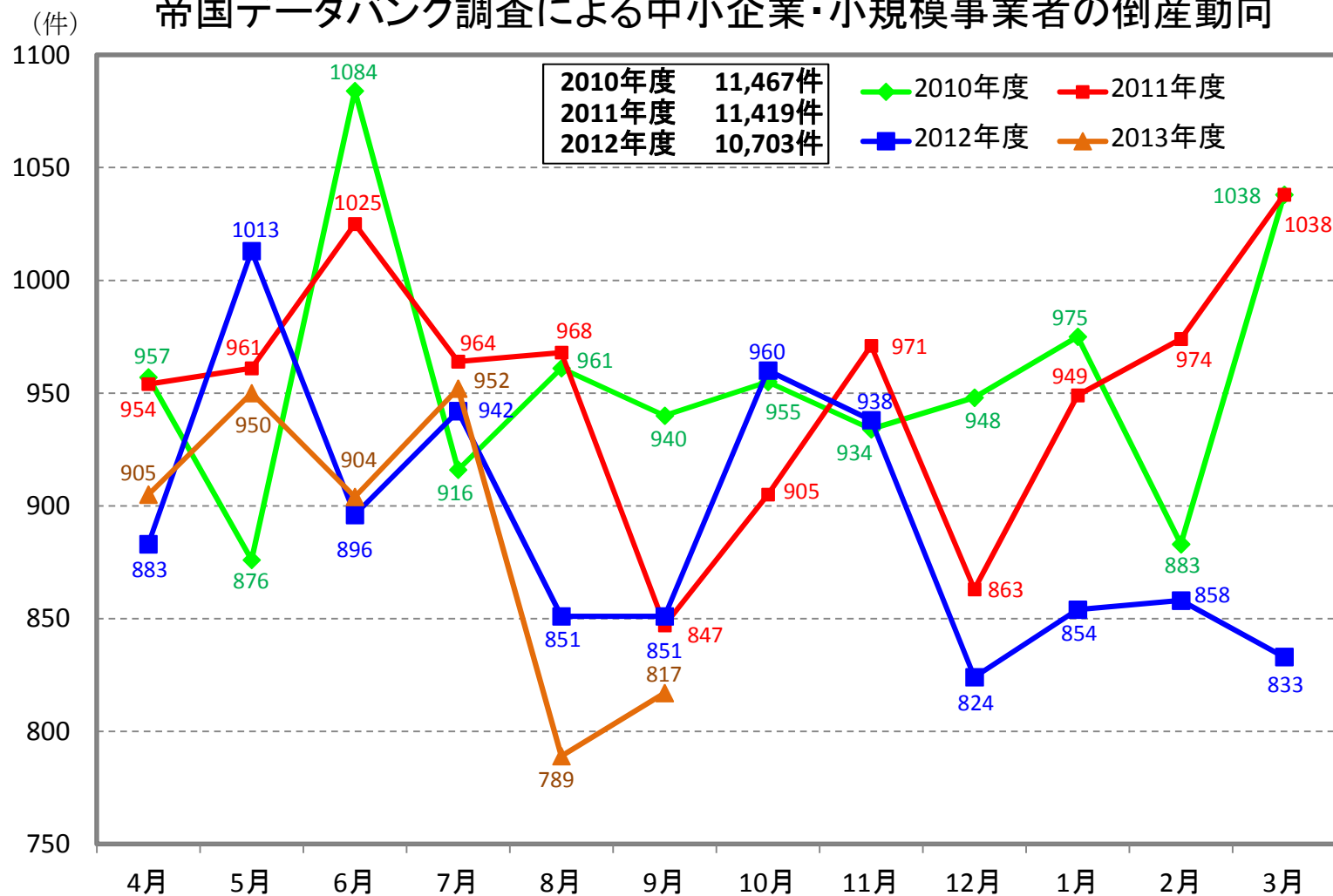
東京商工リサーチ調査による
中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件変更利用後の倒産動向



- (備考) 1. 東京商工リサーチ資料により作成。
 2. 倒産：負債総額1,000万円以上の法的倒産（会社更生、民事再生、破産）及び私的倒産（銀行停止処分等）
 3. 中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件変更利用後の倒産は、調査で把握できた金融円滑化法に基づく貸付条件変更を利用した倒産企業について集計。

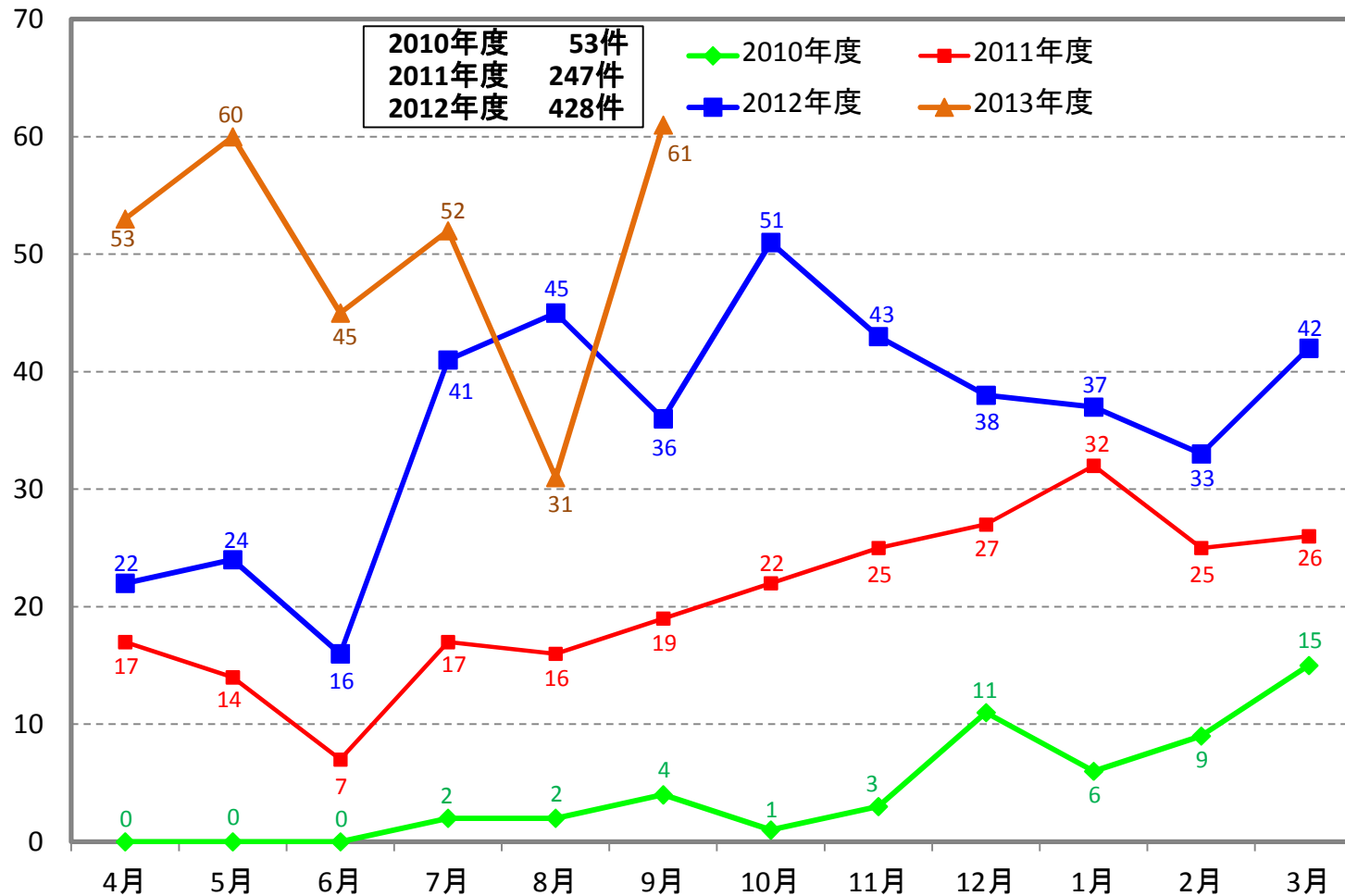
(別紙3)

帝国データバンク調査による中小企業・小規模事業者の倒産動向



- (備考) 1. 帝国データバンク資料により作成。
2. 倒産：負債総額1,000万円以上の法的倒産（会社更生、民事再生、破産）

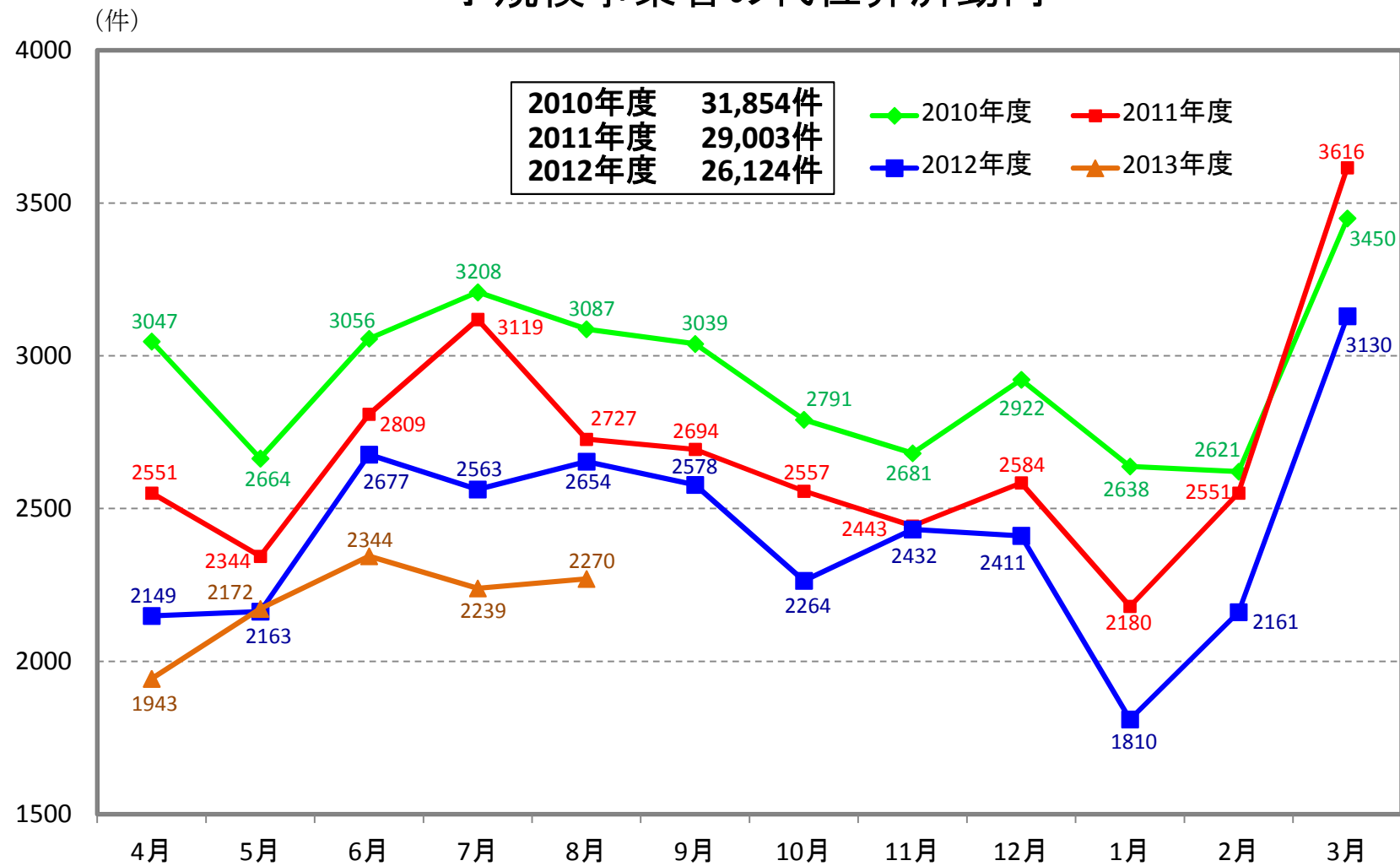
帝国データバンク調査による
(別紙4)
(件) 中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件変更利用後の倒産動向



- (備考) 1. 帝国データバンクにより作成。
 2. 倒産：負債総額1,000万円以上の法的倒産（会社更生、民事再生、破産）及び私的倒産（銀行停止処分等）
 3. 中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件変更利用後の倒産は、調査で把握できた金融円滑化法に基づく貸付条件変更を利用した倒産企業について集計。

小規模事業者の代位弁済動向

(別紙5)



(備考) 全国信用保証協会連合会資料により作成。

経営改善計画策定支援事業の現状

(別紙6)

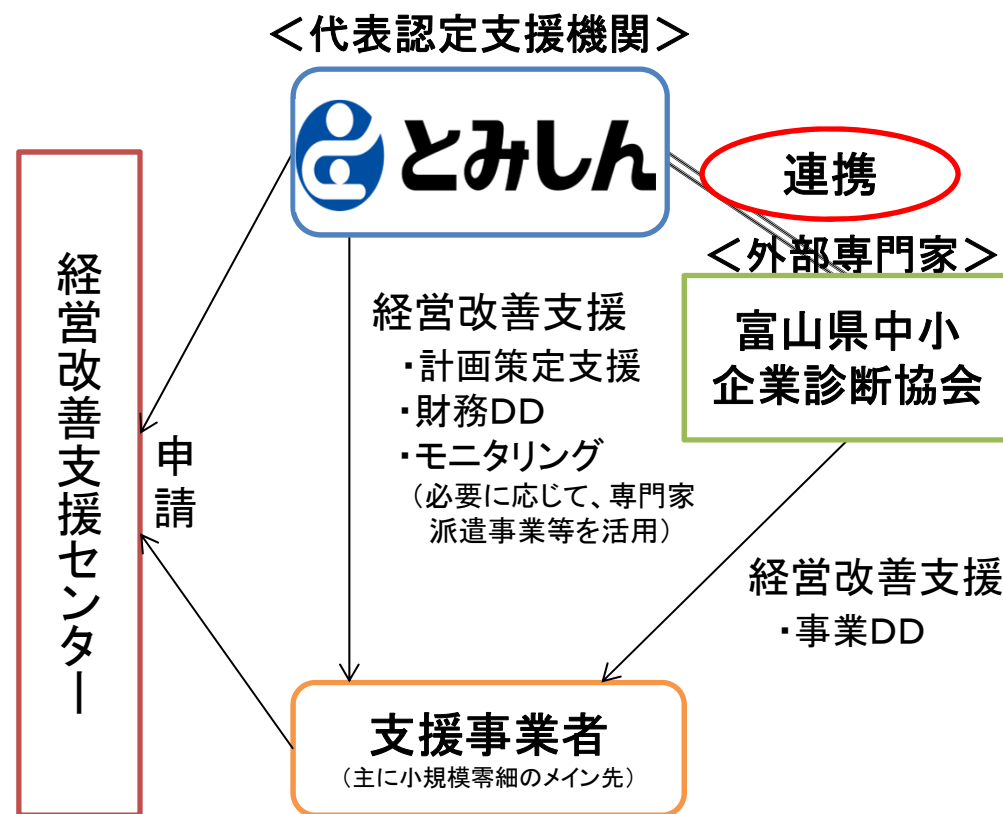
○県別の問い合わせ・相談受付件数、利用申請受付件数・決定件数（H25.10.18現在）

都道府県	問い合わせ・相談受付	利用申請		都道府県	問い合わせ・相談受付	利用申請	
	総累計	総累計			総累計	総累計	
		受付	決定			受付	決定
北海道	165	18	18	滋賀県	116	10	10
青森県	31	11	7	京都府	240	63	56
岩手県	16	6	6	奈良県	66	26	25
宮城県	20	7	7	大阪府	332	48	48
秋田県	30	3	2	兵庫県	302	32	30
山形県	47	7	7	和歌山県	70	4	4
福島県	40	2	2	鳥取県	92	8	8
茨城県	79	12	12	島根県	9	1	0
栃木県	57	7	7	岡山県	107	11	11
群馬県	93	27	27	広島県	152	10	8
埼玉県	196	27	27	山口県	99	28	28
千葉県	151	24	23	徳島県	181	34	34
東京都	644	88	81	香川県	121	16	15
神奈川県	196	43	43	愛媛県	135	9	8
新潟県	102	16	16	高知県	82	4	4
長野県	135	21	18	福岡県	237	26	24
山梨県	78	10	7	佐賀県	40	19	19
静岡県	207	51	51	長崎県	81	7	7
愛知県	220	66	64	熊本県	114	10	8
岐阜県	110	21	21	大分県	69	4	3
三重県	121	17	17	宮崎県	53	9	9
富山県	175	54	54	鹿児島県	205	8	7
石川県	100	21	20	沖縄県	100	13	12
福井県	71	5	5	合計	6,087	964	920

富山信用金庫 における経営改善支援の取組事例

(別紙7)

- ❑ 富山信用金庫は、代表認定支援機関として、事業者の経営改善計画策定支援を実施し、事業面については、提携する富山県中小企業診断協会の診断士が事業DDを実施するスキームを構築。これにより、スピーディな、事業者への支援スキーム提案と経営改善支援を実現。
- ❑ 審査部(本部)と営業店が、事業者への制度利用の提案から経営改善支援まで連携して実施。
- ❑ 診断士が実施する事業DDは定額制として、事業者負担を明確化するとともに、支援の目線・方向性を合わせるため、緊密に相談を実施。
- ❑ 認定支援機関である他の取引金融機関とも連携し、経営改善支援を実施することで認定支援機関相互の経営改善支援ノウハウの共有化を促進。



富山信金、診断士とともに経営改善を実施

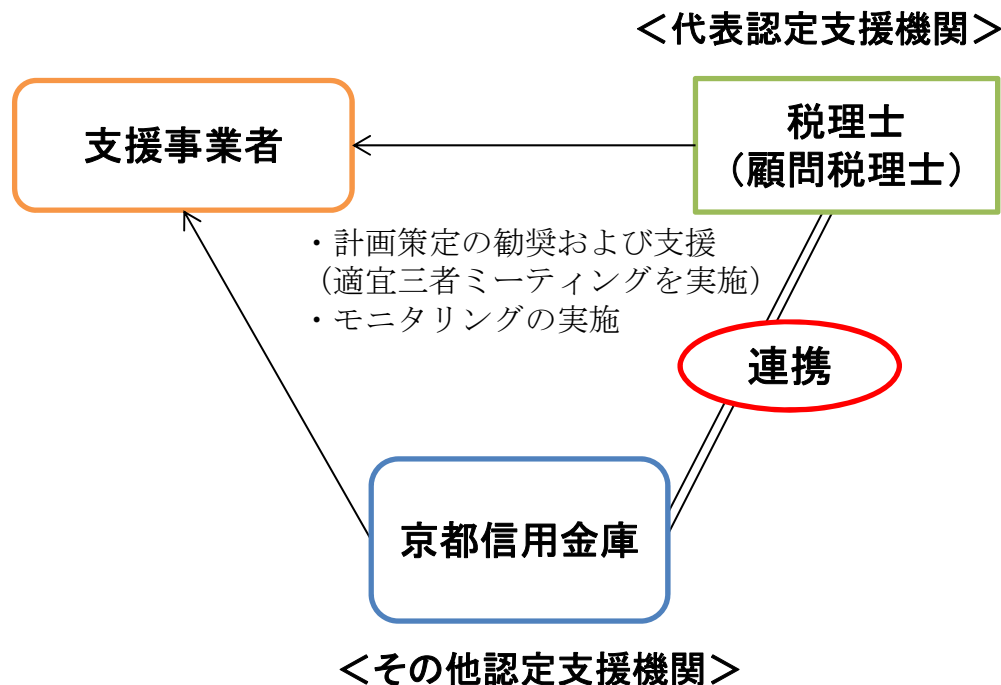
【本事業の活用メリット】

- 事業者の経営改善の促進はもちろんのこと、金庫職員の事業者理解、目利き能力の向上による支援能力の強化にもつながるものとして積極的に活用。
- 事業者と営業店担当者のコミュニケーションツールとして、経営改善計画の策定は有効。
- 策定した計画をもとに、経営力強化保証や経営力強化資金（公庫）の活用によるニューマネー調達支援も検討。

【経営改善事例：食品メーカー】

- 一般消費者への直接販売を強化すべく外部専門家による新ブランドを構築。
- 「富山」を想起させるパッケージデザインを創り、プレミアム感を追求。
- パッケージ開発に際しては、富山信金の支援先間が連携。
- 経営改善計画の策定過程で事業者の実態を把握することが、事業者間の連携の契機に。

- 京都信用金庫では、中小企業の経営改善支援に取り組む上で、中小企業にとって身近な存在である顧問税理士の関与が不可欠という認識の下、研修会等を通じて、地域内の税理士とのリレーションを促進。
- 本事業については、地域内の13の税理士会に対して研修会を通じて、認定支援機関の役割、事業の説明および事業活用の勧奨等を実施。
- 計画策定段階では、経営者、顧問税理士、当金庫の三者でミーティングを実施し、経営改善の方向性や計画内容を共有することで、実効性の高い計画を策定するだけでなく、関係者における経営改善計画策定能力の向上にも寄与。



【経営改善支援のための連携促進の取組】

- ・ 10年以上にわたり、地域内の税理士との間で研修会等を実施するなど、継続的なリレーションを構築

【本事業における信用金庫の取組】

- ・ 対象先をリストアップし、営業店に対して当該事業の利用促進をアナウンス
- ・ 地域内の税理士会（13先）との間で研修会を実施し、当該事業における税理士関与の重要性について説明し、事業の利用を勧奨
- ・ 三者でミーティングを実施し、改善の方向性や計画の内容について共有化を図る